

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

退職金を支払うなら、今年中に支払うのがお得！

Q 最近の税制改正で退職金を支給した際の課税関係について、かなりの改正があったと聞きましたが、どのような改正が行われたのでしょうか？また、改正前と改正後で本人の負担額の差はどの程度あるのでしょうか？

解説

退職金の課税関係に関する改正は、**短期勤務役員の退職所得課税の見直し**と**住民税の特例（10%控除の特例）の廃止**です。

1. 短期勤務役員の退職所得課税の見直し

退職所得は、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した後の額の金額の2分の1が課税対象とされていますが、会社役員等で、**役員等としての勤務期間が5年以下の場合には、2分の1ではなく、退職所得控除後の全額が課税対象**とされることになりました。この改正の適用は**平成25年分以後の所得税から適用開始**です。

改正前	$\{(退職金の収入金額 - 退職所得控除額) \div 2\} \times 税率$
改正後	$(退職金の収入金額 - 退職所得控除額) \times 税率$

2. 退職所得に係る個人住民税の特例（10%控除の特例）

個人所得税の計算時に計算した退職所得の金額に、税率（10%）を乗じて算出した税額から**10%相当額を控除**しますが、この**10%控除の特例は平成25年1月1日以後に支払う退職手当等から廃止**されます。

3. 改正前と改正後の税額の比較

（前提）短期勤務の役員に支払う退職手当1000万円、勤続年数5年（＝退職所得控除額200万円）のケース

	平成24年までの支払い	平成25年以降の支払い
退職所得	$(1000万円 - 200万円) \times 2分の1 = 400万円$	1000万円 - 200万円 = 800万円
所得税	$400万円 \times 20\% = 80万円$ 427,500円	$800万円 \times 23\% = 184万円$ 636,000円
住民税	$400万円 \times 10\% \times 0.9 = 360,000円$	$800万円 \times 10\% = 800,000円$
税額の合計	732,500円	2,004,000円

↑ 税額の差額 1,271,500円 ↓

要するに...

退職金については、退職後の生活の安定のため、税法上優遇措置がなされていますが、今回の改正で納税者の負担額がますます結果となりました。ただし、本年中に支払いを受ければ、まだ従来の優遇が受けられますので、**来年ではなく今年中に退職金の支給をすることをお勧めします。**